**③　国家の存立**

日本の**国家安全保障戦略**（2013年）：国益①

→防衛白書の資料は完全版じゃない

我が国の国益とは、まず、我が国自身の【　主権　・　独立　】を維持し、【 領域　 (領土、領海、領空) 】を保全し、我が国国民の【　生命　・身体　　・財産　】の安全を確保することであり、豊かな【　文化　】と【　伝統　】を継承しつつ、【　自由　】と【　民主主義　　　】を基調とする我が国の平和と安全を維持し、その【　存立　】を全うすることである。

**Ⅰ．主権国家**

国家の構成要素：永続的【　住民　】、【　領土　】、【政府　　】、【　他国　】との関係を取り結ぶ能力

国家は【　主権　】を有する。それには、対内的側面と対外的側面がある。

→internal and external

【　領域　】権：国家領域内における排他的な統治と国家領域の自由な使用

【　独立　】権：他国に従属しない。条約締結権、外交使節派遣権、戦争権

→TPP、それぞれの利益で参加、日本のために米が参加することはありえない

→当たり前？→日本には主権がなかった時代があった、、、、

→敗戦、→サンフランシスコ講和条約で国際社会に復帰するまで、主権がなかった

→戦後は「主権を失った国家」だった

→ウエストファリア条約で今の国際社会なるものが形成

→欧州からアジア、アフリカへ

→封建制の時代→国王が全国を支配する訳ではない→ex 日本の幕府は全国を支配していた訳ではない→藩に統治を外注

→主権国家化して変化

**Ⅱ．国際連合は世界政府ではない**

　１．国家主権と国連憲章第2条

　　①加盟国の【　加盟国の主権平等　　　】の原則（1項）

　②国の【　　領土を保全　　】又は【　政治的独立　】に対する武力の威嚇や行使を禁止（4項）(→戦争を違法化→宣戦布告を使う、戦争という言葉はテクニカル

→国連憲章では武力の威嚇や行使と言った

→国際慣習法という形で国家に認められている

→個人単位でいう「正当防衛」となる)

武力攻撃に対して個別的又は集団的【　自衛,self-difence　】の固有の権利（51条）

③国際連合による加盟国の国内管轄事項に【　干渉　】する権限の否定（7項）

例外：第7章に基づく強制措置（41・42条）

国際連合は、国家の上に立つ【　　世界政府　　】でも【　超国家　　】的組織でもない。

→国家が主権を持っているため、行動の決定権は国家が持っている

２．国際連合の予算規模

→会員制クラブ化している

2012年の国連通常予算：約25億7600万ドル、日本円で約2,576億円

→一般市民的にはやべえ

→しかし、政府規模で見ると大したことない、

2013年度の【日本の地方自治体、東京都世田谷区】の一般会計当初予算額：約2,423億円

→これは東京都のある区の予算となっている、世田谷区

→国際政府でもなんでもないじゃん、、、、、、

→イラクの強制措置、→憲法9条を理由に金で解決した→これも強制させることもできない

３．国際連合の前身

　　第二次世界大戦で日本を含む枢軸国と戦った【連合国】（The United Nations）

国際連合憲章の前文：「われら【連合国】の人民は」で始まる。

→国際連合＝連合国の人民が作ったもの

安全保障理事会の常任理事国：【　連合国　　】の主要メンバーであった米英仏中露

→そのまま

【敵国　　】条項（第53条、第77条、および第107条）／　中国語：聯合國

→形骸化しているとはいえ、そのまま文章として残っているのが事実

→国家の協力体、国家の主権が一番重要

**Ⅲ．国家の存立**

1. リアリズム思想
   1. **ホッブズ**（17C）：国家は、悲惨な戦争状態からの解放を望む人びとの社会契約により、「諸【個人】の安全保障」を目的として設立される。

→国家の必要最低限の機能(治安維持など)が重要

→しかし、国家と国家の間で自然状態ができてしまった

→個人レベルと国家レベルでは違いがある、

→個人の自然状態は危険、脆弱性が高い、

→それに対して、国家は脆弱性が低い、→国家の社会契約があるから

②**モーゲンソー**：国家の存続には、国家の【領土】、政治的【制度】、および【　文化　】の保全が含まれる。

→国家の存立はリアリズムに見えがち

２．リベラリズム思想

　①**ロック**（17C）：人々が国家として結合し、政府のもとに服する大きなまた主たる目的は、その所有［すなわち【　生命　】【　自由　】および【　財産　】］の維持にある

　　⇒アメリカの独立宣言（1776年）⇒　、→背景→自然状態＝戦争、生命だけでなく、自由や財産を守ろう

日本国憲法（1946年）第13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」

→ロックの思想の流入

* 1. **リベラリズムの土台**：1)消極的【　自由　】→政府からの自由、不干渉、2)積極的【　自由　】→政府から享受するの自由、3)【　民主　】的な政治参加

**Ⅳ．日本の安全保障政策**

１．憲法第９条

*日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。*【　戦争　】**放棄**

*→宣戦布告したテクニカルな戦争だけを対象にしないように、武力行使全体を対象にしている*

*→現在、憲法9条にこうを削除するのか、残すのか*

* 1. *前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。*【　戦力　】**不保持**

*国の交戦権は、これを認めない。*【　交戦権　】**の否認**

２．憲法第９条の趣旨についての政府見解　　『白書』231-234→これを見とけ！

* 【　　主権国家　　】としての固有の自衛権を否定するものではない。
* 自衛のための【　　　必要最小限度　　　】の実力を保持することは憲法上認められる。→戦力ではない
* **自衛の措置としての**【　　　武力の行使　　】**の新三要件**　←【安全保障環境】の根本的変化

**→限定された状況**

* 1. **我が国に対する【　　武力攻撃　,armed attack　】が発生**したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する【武力攻撃】が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される【　　明白な危険　　　】があること

**→集団的自衛権の一部を認めている例**

**→日本が本当に危なくなる時集団的自衛権を認めますよー**

**→政治的判断の趣向が強い**

* 1. 我が国の存立を全うし、国民を守るために【他に適当な手段】がないこと

→つまり、最後の手段としての扱い

* 1. 【　　　必要最小限度　　　】の実力行使にとどまるべきこと

→自衛のためならよし！

→爆撃や、攻撃のための武力は持たない

●国連のとこについて

→国連のクラブ的な側面について→国連は機能していない？→国連はどういう役割を持った方がいいのか

→神話が広がりすぎ、→釘を刺した

→安全保障理事会で大国がいる

→保護する責任、制限の度合い

→国家が主権を失ったとき、そしたら国民の生命を守ることができない、むしろ虐待している場合も、、、、

→例、ソマリアみたいな？

→誰が保護すんの？→大国、アメリカなどの国家

→規範、国際社会の→難民保護、人権保護、食料問題、サイバーセキュリティ

→ルールづくり、核兵器禁止条約みたいな

●ホッブス

ローマ帝国、他の国を吸収していた、昔

→植民地での搾取、→やっと自分たちの国ができたのに、、、

→そこで、世界政府の登場、→力強い国が出てきた

→結局、欧米中心じゃね？→世界政府作る意味先進国、後進国にもなくね？

●敵国条項なんであんの？

→惰性

→戦後秩序は戦争終わったあと、→象徴としてもの

→安保理改革でも変えるのむずい

→みんな常連理事国に入りたいから、

●拒否権あるとまとまんなくね？

→しかし、国際連盟よりも機能しているという現実もある

→拒否権により、アメリカの主権が確保されるようになり、列強国が国連に入るようになった

●安倍政権の集団的自衛権問題

→米がいるから大丈夫、→米軍に協力していこう→将来の応援の確保

→圧倒的に豊か